

○文部科学省告示第百二十三号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年九月一日

文部科学大臣 松野 博一

<p>指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称</p>	<p>青磁無紋水仙盆及び付属品 (紫檀描金台座、乾隆帝筆「御 筆書畫合璧」)</p>	<p>青磁水仙盆及び付属品(紫檀 描金台座)</p>	<p>青磁水仙盆(a)</p>	<p>青磁水仙盆(b)</p>	<p>倣汝窯青磁水仙盆及び付属品 (紫檀描金台座、乾隆帝筆「御 臨王羲之五帖」)</p>
<p>指定をした日</p>	<p>平成二十八年九月 一日</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>指定の有効期間</p>	<p>平成二十八年十二 月一日から平成二 十九年四月六日ま で</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>指定美術品等を公開しようとする者 の氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名</p>	<p>大阪市立東洋陶磁美術館 館長 出川 哲朗 大阪府大阪市北区中之島一―一―二 十六 株式会社朝日新聞社 企画事業本部大阪専任本部長 鈴木 直哉 大阪府大阪市北区中之島二―三―十 八</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>指定美術品等を公開する予定の施設の名称 及び所在地並びに指定美術品等を公開する 予定の期間</p>	<p>大阪市立東洋陶磁美術館 大阪府大阪市北区中之島一―一―二十六 平成二十八年十二月十日から平成二十九 年三月二十六日まで</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>